

商標塾～講義とディスカッションで楽しむ 90 分～ 第1回開催

大阪発明協会では、今年度の会員サービスの一環として会員様が無料で参加できる商標の勉強会を企画いたしました。

この勉強会は、大阪を代表する特許事務所の1つである特許業務法人深見特許事務所からのご提案・ご協力によって実現したもので、商標問題の理解を目指す初・中級者を対象に、講師の弁理士が各回のテーマに従い、事例に基づいて解説、講師と参加者がテーマについてざっくばらんにディスカッションしながら情報交換を行い、疑問点を解消するといった形式で、今回を含めて年間6回シリーズで18時30分～20時の夜間講座として行うもので、4月20日に第1回を開催しました。



当日は定員を超える21名の参加者が集まり、会場である深見特許事務所会議室も熱気に包まれた中での開催となりました。

今回は初回ということもあり、「商標権って、取っておくべきなの？～意外と身近な商標問題～」と題して、深見特許事務所商標意匠法律部の大野義也弁理士より、「モンシュシュ事件」や「モッピー事件」等の最近の著名な商標権侵害事件から、「ハーブヨーグルトン事件」等のマイ

ナーな侵害事件、話題になった2020年東京オリンピックエンブレム問題に絡めて、アンブッシュマーケティングについての解説も行われました。後半は「商標は役立つのか？」をテーマに、商標の有効性や強いブランドの効果、商標出願の目的の変化等について説明されました。講義が白熱してしまいディスカッションの時間を十分にとることができませんでしたが、終了後の懇親会では今回の勉強会の感想と共に今後の方向性について活発な意見交換が行われました。

今後もこのような参加者からのご意見も取り入れて改善しながら、よりよい勉強会にしていきたいと考えております。

なお、次回の商標塾は、6月22日(水)18時30分より開催の予定です。テーマは、「商標権の取得にあたっての留意点～日々の実務において気を付けていること～」を予定しております。定員20名先着順ですので申込はお早めに、ぜひお気軽にご参加下さい(満員の場合はお断りさせていただきます場合がありますが、何卒ご容赦下さい)。

